

日光・霧降の滝へ向かう小径（撮影＝石川智則）

◆最新・行政の動き

令和6年10月1日からの最低賃金を公表

前号の事務所だよりで速報をお伝えしましたが、先日、全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました。

【令和6年10月1日からの最低賃金】

千葉県	1,076 円	(1,026円)	+50円
東京都	1,163 円	(1,113円)	+50円
埼玉県	1,078 円	(1,028円)	+50円
茨城県	1,005 円	(953円)	+52円※

※茨城県は前号で紹介の目安を上回る引上げ

47都道府県で50円～84円の引上げ（引上げ額が84円は1県、59円は2県、58円は1県、57円は1県、56円は3県、55円は7県、54円は3県、53円は1県、52円は2県、51円は6県、50円は20都道府県）、全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となりました。

【もっと詳しく！】

各都道府県別の令和6年度地域別最低賃金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_42150.html

トピックス

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 実務に役立つQ & A
- 調査
- 今月の安全衛生
-職場の健康診断について-
- 今月の実務チェックポイント
-従業員の家族が海外居住の場合の手続き-
- 助成金情報
- ちょっとひといきパズルの時間
- 今月の業務スケジュール

- 発行 -

社会保険労務士法人あいわ会

〒270-0176

千葉県流山市加 1-20-10

クレスト流山 102

電話：04-7158-1980

FAX：04-7158-1981

URL：<https://aiwasr.com>

◆ニュース

【緊急特集】制度改悪?! 遺族年金見直しの方向性の誤解

先月、『遺族厚生年金の「男女差」是正』が報じられ、SNS上で「遺族年金改悪」などの投稿が急増していますが、誤解されていると思われるものも少なくないため、どのような誤解があるかを整理します。

① 「遺族年金は一律5年間の有期給付に」は誤解

現行の遺族年金は、妻を亡くした夫が55歳未満だと受給権がなく、夫を亡くした妻が30歳未満だと給付は5年のみ、30歳以上なら無期給付、という仕組みです。

7月30日の社会保障審議会年金部会で了承された改正案は、60歳未満で遺族厚生年金を受け取る際の要件における男女差の改正を目指すもので、5年間の有期給付となるのは20～50歳代の子がいない配偶者です。

現在受給している人や60歳以上の高齢期の配偶者死亡のケースも対象になる、
というのは、誤解です。

② 「20～50歳代の子がいない配偶者はすぐに有期給付化」は誤解

同案では、有期給付化される20～50歳代の子がいない配偶者が夫の場合、「施行日から新たに有期給付の支給対象に」なるとされています。一方、妻の場合は「有期給付の段階的拡大」とされ、「現行制度における30歳未満から段階的に引き上げる」「現行制度を前提に生活設計している者に配慮する観点から、相当程度の時間をかけて段階的に施行する」とされています。

つまり、夫と妻とでは有期給付化のタイミングが異なるのですが、誤解があります。

③ 議論がまとまるのは年末か

今回の遺族年金の改正案は、あくまでも、女性が納付した保険料が給付に結びついていない「男女差別」の状態を解消する目的のもので、財政難から現行給付を縮小しようとするものではありません。

改正の方向性で示された内容は、いわゆる「年収の壁」問題など多岐にわたり議論は続きます。年末までにまとめ、早ければ来年の通常国会に関連法案が提出される見通しです。

【厚生労働省「第17回社会保障審議会年金部会」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240730.html

エ	ビ	ナ	ド	バ	イ
キ	カ	ハ	ル	カ	
サ	ム	ラ	イ	ラ	グ
イ		フ	キ	ツ	ラ
ト	ス		ユ	ウ	ビン
	リ	バ	ー	ス	バ
チ	ー	ズ		サ	クレ

答え：トム・クルーズ
(パリ五輪閉会式で登場)

朝食で体内リセット 健康的な食事方法を解説 全国トラック協会動画

全日本トラック協会は、トラック運転者の健康向上対策として、「食生活と健康管理」をテーマとする動画を作成しました。勤務時間が不規則でも朝食を摂って体内時計をリセットするなど、健康的な食事の摂り方を解説しています。協会のホームページ上で公開し、会員企業には運転者への研修に利用するよう呼び掛けます。

協会では、今年度の活動方針として、運転者の健康増進への支援の強化を掲げています。勤務時間が不規則で食事を摂る時間や場所の確保が困難である点や、脂っこいものやスナック菓子ばかりなど偏った食事になりがちな点が課題とみています。糖尿病や心疾患、運転中の体調不良を防ぐため、動画によって健康意識向上を後押しする狙いです。動画は全6種類公開予定で、7月に公開された第2弾では、適切な水分補給の方法を紹介しています。

◆ 監督指導動向

災害発生事業場 2割が機械停止怠り作業 香川労働局

香川労働局は、労働災害発生事業場に対する監督指導結果を初めて公表しました。

最も多くみられた違反は「掃除等の場合の運転停止等」でした。これは労働安全衛生規則第107条で規定しているもので、事業者に対し、機械の掃除や調整作業を行う場合に、労働者に危険を及ぼす恐れがあるとき、機械の運転停止を求めています。日常的に反復・継続して行われることが少ないため、多くの場合、非常作業に該当します。

昨年度に監督指導を実施した181事業場中、約2割の43事業場で違反が確認され、そのうち、製造業が36事業場と8割を占めていたことから、同労働局監督課は「機械を停止しないままの掃除や点検は、死亡や重大な災害につながりかねない。製造業には、第14次労働災害防止計画でも重点的な取り組み事項に挙げているとおり、普段の作業だけでなく非常作業時の作業手順書を作成するよう、監督時や集団指導の場で呼び掛けていく」との方針を示しました。

◆ 実務に役立つQ&A

教育訓練で休暇導入!? 雇用保険給付が創設に

Q

在職中に教育訓練のために休暇を取得した場合、雇用保険から給付が出るようになるかと聞きました。当社ではこうした休暇制度は設けていません。休暇制度の整備を検討すべきなのでしょうか。

A

雇用保険の一般被保険者が、教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されることになり（改正雇保法60条の3）、令和7年10月から施行されます。期間は、訓練を開始した日から起算して原則1年間で、1日当たり支給されるのは基本手当の日額に相当する額です。

雇保法は休暇を取得した場合の給付について規定しています。休暇に関しては、職業能力開発促進法に規定が設けられています。事業主は、必要に応じ、援助を行うこと等により労働者の自発的な職業能力の開発、向上を促進することとしています（法10条の4）が、この法律は企業に対し新たな休暇の設置の義務までは定めていません。

ただし、社員のリスクリングや人員確保のために、教育訓練のための休暇制度を定めたり、短時間勤務制度を導入することは必要になる可能性があります。

◆調査

民間主要企業の賃上げ率 バブル景気以来の水準に 厚生労働省

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

【集計対象】

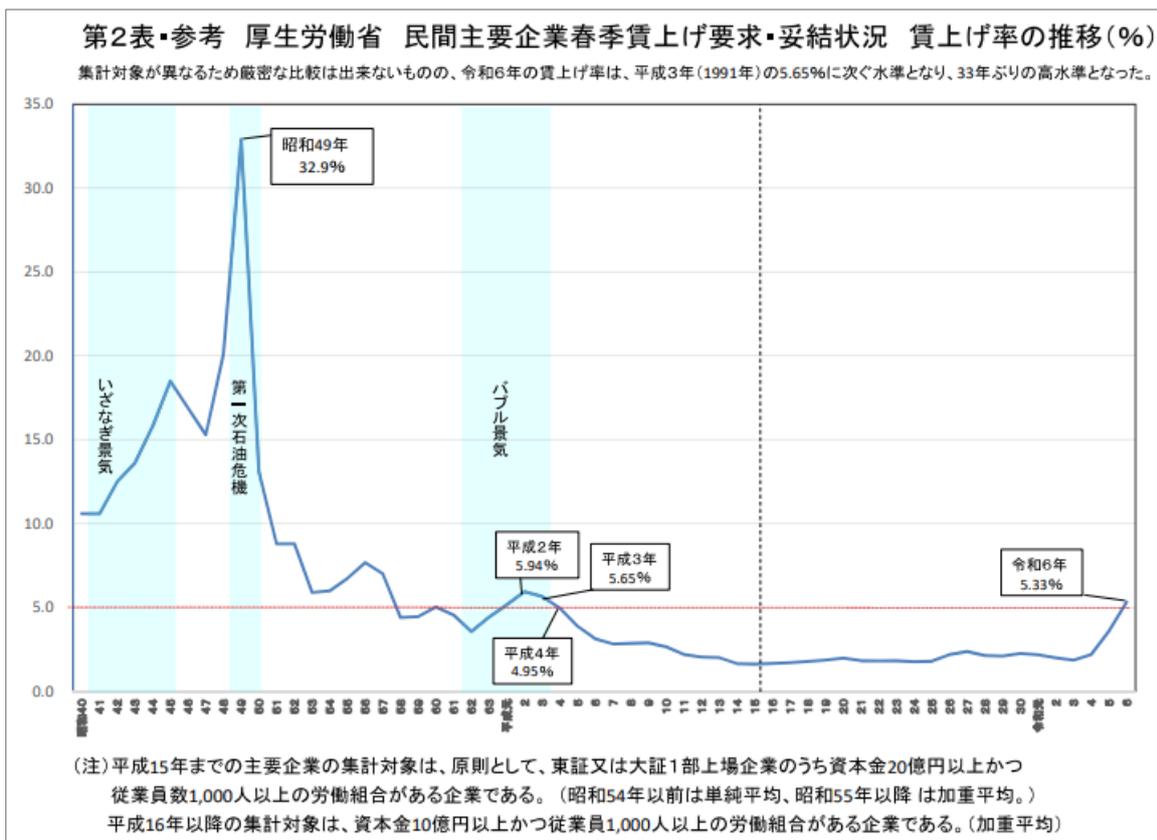
妥結額（妥結上明らかにされた額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業348社。

【集計結果】

平均妥結額は17,415円で、前年（11,245円）に比べ6,170円の増となり、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は5.33%で、前年（3.60%）に比べ1.73ポイントの増で、賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を大きく上回る結果となっています。

特に、賃上げ率の推移に関するグラフを見ると、今春の水準がバブル景気以来の高い水準となっている点に注目です。

今年10月の最低賃金大幅引き上げや物価の動向を見る限り、来年以降もこの流れは継続する可能性が高いと思われます。



【もっと詳しく】

令和6年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41871.html

◆今月の労働安全衛生 —職場の健康診断について—

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

健康診断については、**労働安全衛生法**に以下の通り定められています。

(健康診断)

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

このため、健康診断に関する費用は会社が負担するのが基本です。

50人未満の会社も、健康診断・有所見者への医師の意見聴取は必要！

右は、事業所の規模別に健診実施率と医師の意見聴取実施率を厚生労働省がまとめたグラフです。特に小規模事業場での実施率が低くなっています。

50人未満の会社は、健康診断結果報告の義務もないため、健康診断自体をしなくても良いと思っている会社もあるようです。

また、産業医の選任義務もないため、健康診断後の有所見者に関する医師の意見聴取率はさらに低くなっています。



地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応を**無料**で行っていますので、ぜひご活用ください。

千葉県産業保健支援センター (<https://www.chibas.johas.go.jp/center>)

なお、よく再検査の場合の費用負担について質問されることがありますが、社員の健康保持も人員確保対策の一環と考え、再検査費用についても会社負担とした方が、確実に検査を受けてもらえると思います。

また、最近、協会けんぽや健康保険組合から健康診断の結果を求められたがどうすればよいか、という相談を受けることがあります。

協会けんぽや健康保険組合などの保険者は、健康保険法等に基づく保健事業を実施し、労働者の健康増進への取り組みを行っています。この取り組みのため、保険者から情報提供を求められることがあります。この場合、会社は協力しなければならないとされています。(なお、この場合は第三者提供に係る本人同意は不要です。)

◆今月の実務チェックポイント

従業員の家族が海外居住の場合の手続き

前回は海外勤務者の報酬の取扱いについて説明しましたが、従業員の家族が海外居住の場合の手続きについて解説します。

令和2年4月1日以降の被扶養者の認定に当たり、それまでの生計維持要件に加え日本国内に住所を有する（住民票がある）ことが要件として追加されました。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族等の日本国内に生活の基礎があると認められる場合は国内居住要件の例外として被扶養者の認定が可能となっています。この特例のことを海外特例要件としています。

被扶養者として認定されるためには、被扶養者（異動）届または第3号被保険者関係届を事業主経由で提出します。

○海外特例要件として日本年金機構への届出が必要なケース

- ・被扶養者が海外特例要件に該当する場合

例:被扶養者となっている妻や子どもが、夫の海外転勤の同行家族として出国した

- ・海外在住の方が、被扶養者認定と同時に海外特例要件に該当する場合

例:海外勤務している被保険者と現地で結婚した

- ・海外特例要件に該当している被扶養者が、海外特例要件に非該当となる場合

例:夫の同行家族として出国していた妻や子どもが、夫の国内転勤により帰国した

○海外居住のまま海外特例要件に該当しなくなったため、届け出が必要なケース

海外特例要件に該当している方が海外居住のまま海外特例要件に該当しない渡航となった場合は、被扶養者でなくなります。

例:労働目的、渡航先への永住等となった

【令和6年3月以降の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）の日本年金機構の処理】

第3号被保険者が、国外転出後2カ月を経過しても海外特例要件該当届または海外特例要件喪失届の提出がない場合は、日本年金機構から勸奨状が送付されます。

更に2カ月を経過しても届出がない場合は、職権により第3号被保険者の特例要件の喪失手続きが行われます。

全国健康保険協会以外（健康保険組合・共済組合等）の第3号被保険者については、勸奨状は送付されず、日本年金機構が国外転出入の情報を受けた月の翌々月に職権により特例要件は喪失されます。

海外への転出、海外からの転入により市区町村で住民票の転出入の登録をすると、日本年金機構との連携により転出入情報が更新されます。

被保険者の区分	対象者
国民年金第1号被保険者	日本国内に住む20歳以上60歳未満の人
国民年金第2号被保険者 (厚生年金等の被保険者)	70歳未満の会社員、国・地方公共団体の公務員や私立学校の教職員(厚生年金等の被保険者となると同時に、国民年金の第2号被保険者として扱われます)
国民年金第3号被保険者	厚生年金等の被保険者(第2号被保険者)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(夫または妻)

◆助成金情報

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

少子高齢化の急速な進行により、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢者が社会の支え手として活躍していくことが重要です。

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）は、労働協約または就業規則により、以下の1～4のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成します。

1. 65歳以上への定年引上げ
2. 定年の定めの廃止
3. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

実施した制度 措置内容	定年引上げまたは定年の廃止					継続雇用制度の導入	
	65歳	66～69歳		70歳以上への定年の引上げ ※1	定年の定めの廃止 ※1	66～69歳	70歳以上の継続雇用制度の導入 ※2
5歳未満		5歳以上					
対象被保険者数							
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

※1 旧定年年齢が70歳未満のものに限ります。

※2 旧定年年齢および継続雇用年齢が70歳未満のものに限ります。

4. 他社による継続雇用制度の導入

措置内容	他社による継続雇用制度の引上げ年齢	
	66～69歳	70歳以上※
支給額（上限）	10万円	15万円

※旧定年年齢および継続雇用年齢ならびに他の事業主による継続雇用年齢が70歳未満のものに限ります。

主な支給要件

- ・制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
 - ・制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- 以上のほか、高齢者雇用等推進者の選任および高齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること等が必要

申請受付期間

1から4の措置の実施日が属する月の翌月から起算して4カ月以内の各月月初から15日（15日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に当たる場合は翌開庁日））まで

※ 制度の詳細は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP 等をご参照ください。

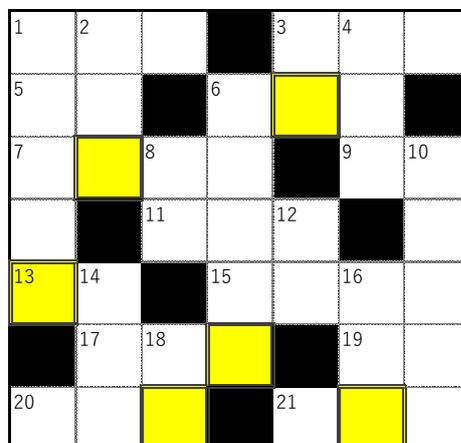
◆ちょっと、ひといき。パズルの時間

※答えは2ページに掲載

☆黄色いマスの文字を並び替えると、オリンピックに関連したある人物があらわれます。

タテのカギ

1. パリ五輪ではメダルラッシュで毎日〇〇〇〇〇しました
2. 「～になる」という意味の英語
3. アメリカやオーストラリアなどの通貨
4. フランスの高級クリスタルガラスのブランド
6. 男子バレーを描いた漫画「〇〇〇〇！！」の影響で、フランスでも日本男子選手は大人気
8. ゴルフ場で、コース両側にある芝がのびている場所
10. パリ五輪で、フェンシングなどの競技が行われた会場
12. ある物事について詳しい人
14. フランス語の「アン・ドゥ・トロワ」の「トロワ」を英語で言うと？
16. 甲殻類の旨味がたっぷり入ったスープのこと
18. 「〇〇る」。丁寧に言いかえると、話題になるとということ



(出題=高草木彩)

ヨコのカギ

1. メロンパンが有名なサービスエリア
3. 超高層ビルや豪華なショッピングモールがあるアラブの都市
5. 外国籍の人が日本国籍を取得すること
6. やり投げ金メダリストの北口〇〇〇選手は、笑顔がとてもキュート
7. 「〇〇〇〇ブルー」はサッカー、「〇〇〇〇ジャパン」は野球
9. 床に敷く織物。カーペットより小さいものを指す場合が多い
11. 靴ひもが切れたり、黒猫が横切ったり…
13. バレーボールで、アタッカーが打ちやすいようにボールを上げること
15. 今年の10/1から料金が改定されます
17. 川のこと
19. 温泉施設のこと。リラックス目的の施設もこう呼ばれる
20. 赤ワインにはクセや匂いが強い種類を、白にはフレッシュ系の種類をマリアージュ
21. フランス語で「神聖な」という意味もある、レモン味のかき氷風アイスの商品名

◆今月の業務スケジュール

労務・経理	慣例・行事
<ul style="list-style-type: none"> ● 8月分の社会保険料の納付 ● 8月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付 ● 固定資産税（都市計画税）（第2期分）の納付 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練 ● 健康増進普及月間 ● 障害者雇用支援月間 